

特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について  
(特定有価証券開示ガイドライン)

令和8年5月

金融庁企画市場局

#### 【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

法……………金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）

令……………金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）

定義府令……金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）

特定有価証券開示府令……特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号）

企業内容等開示ガイドライン……企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年大蔵省金融企画局）

このガイドラインは、特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示したものであり、開示に関する一般的な留意事項については企業内容等開示ガイドラインを参照するものとする。

## A 基本ガイドライン

### 法第 2 条（定義）関係

（法令上の分別管理義務がある場合における信託の受益権の取得勧誘）

2-1 法令上、事業者が顧客から預託を受けた金銭を保全するための分別管理義務が定められている場合であって、当該義務の履行として信託を行う旨を当該事業者が当該顧客に伝えるような行為は、基本的に、信託の受益権の取得勧誘（法第 2 条第 3 項に規定する取得勧誘をいう。）に該当しないものと取り扱うことに留意する。

（有価証券の内容等を説明した書面）

2-2 定義府令第 11 条第 1 項第 2 号ロ及び第 2 項第 1 号ロ(2)、第 13 条第 1 項第 2 号ロ、第 2 項第 2 号ロ(2)及び第 3 項第 1 号ロ(2)、第 13 条の 4 第 1 項第 2 号ロ及び第 2 項第 1 号ロ(2)並びに第 13 条の 7 第 1 項第 2 号ロ、第 2 項第 2 号ロ(2)及び第 3 項第 1 号ロ(2)に規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写

しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。

(役員・従業員持株会に係る 500 名の取扱い)

2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下 2-3 において「開示府令」という。）第二号様式記載上の注意(46) a に規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、役員・従業員持株会（同様式記載上の注意(46) a に規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる権利をいう。以下 2-3 において同じ。）を取得する場合における、令第 1 条の 7 の 2 又は令第 1 条の 8 の 5 に規定する「五百名」は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となることが予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、役員・従業員株式所有制度における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、定義府令第 16 条第 1 項第 7 号の 2 イからへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。

### 法第 3 条（適用除外有価証券）関係

(有価証券投資事業権利等に該当する法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利)

3-1 次に掲げる場合に該当する法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利は、令第 2 条の 9 第 1 項に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。

- ① 当該権利の取得勧誘（法第 2 条第 3 項に規定する取得勧誘をいい、法第 2 条の 3 第 2 項に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第 2 条第 4 項に規定する売付け勧誘等をいい、法第 2 条の 3 第 3 項に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合
- ② 当該権利に係る特定期間（特定有価証券開示府令第 4 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合

(有価証券投資事業権利等に該当する法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる権利)

3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等（法第3条第3号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当しないことに留意する。

- ① 当該権利の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う見込みである、又は行っている場合
- ② 当該権利に係る特定期間の末日において、当該権利に係る信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行っている場合

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利）

3-3 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号又は令第2条の13第10号に規定する「合名会社、合資会社又は合同会社の社員権」に該当するものとして取り扱うことに留意する。

- ① 当該権利の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う見込みである、又は行っている場合
- ② 当該権利に係る特定期間の末日において、当該権利に係る出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行っている場合

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利）

3-4 3-1は法第2条第2項第6号に掲げる権利の取扱いについて、3-2は同項第2号に掲げる権利の取扱いについて、3-3は同項第4号に掲げる権利の取扱いについて準用する。

（利用者の保護等に関する措置として締結する履行保証金信託契約と同等の内容の信託契約に係る信託の受益権）

3-5 電子決済手段等取引業者が、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第30条第1項第6号イの規定による利用者の保護を確保することができる合理的に認められる措置として、資金決済に関する法律（平成

21 年法律第 59 号) 第 45 条第 1 項に規定する履行保証金信託契約と同等の内容の信託契約を締結することとする場合には、当該信託契約に係る信託の受益権については、有価証券投資事業権利等に該当しないものと取り扱うことに留意する。

#### 法第 4 条 (募集又は売出しの届出) 関係

(第二項有価証券の発行価額・売出価額の総額)

4-1 第二項有価証券 (法第 2 条第 3 項に規定する第二項有価証券をいう。以下同じ。) の発行価額又は売出価額の総額は、募集又は売出しに係る払込予定金額の総額をもって算定するものと取り扱うことについて留意する。

(第二項有価証券の所有者が届出を要する人数未満になった場合等)

4-2 有価証券届出書の提出日以後、当該有価証券届出書による取得勧誘若しくは売付け勧誘等に係る第二項有価証券を所有することとなった者の人数が 500 名未満である場合又は当該有価証券届出書に係る有価証券の募集若しくは売出し若しくは発行を取り止めようとする場合には、当該有価証券届出書を提出した者は、遅滞なく、当該有価証券届出書を取り下げる旨を記載した「届出の取下げ願い」を関東財務局長に提出するものとする。この場合には、当該有価証券届出書及びその写しについて法第 25 条の規定による公衆縦覧を取り止めるものとする。

(届出の取下げ願いが提出された場合)

4-3 4-2 により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第 4 条第 6 項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、法第 24 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

(参照方式の利用適格書面)

4-4 特定有価証券開示府令第 12 条第 1 項第 3 号ハ (同項第 7 号ハにおいて引用する場合を含む。) に掲げる「書面」はおおむね次の様式 1 により、同項第 4 号又は第 8 号において引用する同項第 3 号ハに掲げる「書面」はおおむね次の様式 2 により作成するものとする。

(様式 1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面
-----------------------------

投資法人名

代表者の役職氏名

- 1 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。  
(新規上場日 年 月 日)  
(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
- 3 (次のいずれかを記載する)
- イ 当法人の発行済投資証券は、算定基準日( 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。
- (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円
- (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
- ロ 当法人の発行済投資証券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
- (参考)
- ( 年 月 日の上場時価総額)
- 〇〇取引所における最終価格 円
- × 発行済投資口総数口 = 円
- ( 年 月 日の上場時価総額)
- 〇〇取引所における最終価格 円
- × 発行済投資口総数口 = 円
- ( 年 月 日の上場時価総額)
- 〇〇取引所における最終価格 円
- × 発行済投資口総数口 = 円
- ハ 当法人は、本邦において算定基準日( 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。
- (参考)
- ( 年 月 日の募集)
- 発行価額 円

(	年	月	日の売出し)	
			売出価額	円
			総額	円

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面																										
会社名																										
代表者の役職氏名																										
<p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。</p> <p>2 当社は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td>(</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日の募集)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>発行価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日の売出し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>売出価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総額</td> <td>円</td> </tr> </table>		(	年	月	日の募集)					発行価額	円	(	年	月	日の売出し)					売出価額	円				総額	円
(	年	月	日の募集)																							
			発行価額	円																						
(	年	月	日の売出し)																							
			売出価額	円																						
			総額	円																						

#### 法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係

(主要なものとの間に締結した契約)

5-1 次に掲げる有価証券の発行者がそれぞれ次に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

① 外国投資信託受益証券 受託会社、投資運用会社（投資運用業のうち法第2条

第8項第14号に掲げる行為を行う金融商品取引業者をいう。)又は投資顧問会社(投資運用業のうち法第2条第8項第12号ロに掲げる行為又は投資助言・代理業を行う金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、管理事務代行会社、本邦における代行金融商品取引業者

- ② 外国投資証券 資産運用会社(投資運用業のうち法第2条第8項第12号イに掲げる行為を行う金融商品取引業者をいう。)又は投資顧問会社、資産保管会社(有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者をいう。)、一般事務受託者、外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社、本邦における代行金融商品取引業者
- ③ 外国貸付債権信託受益証券 信託財産たる貸付債権の原保有者、貸付債権の回収など信託財産の管理を行う者、受託者、当該有価証券の信用補完を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者
- ④ 資産流動化証券 原保有者、管理資産の管理を行う者、管理資産の回収等の管理を行う者、当該有価証券に信用補完等を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、社債管理者(社債管理補助者を含む。⑥において同じ。)又は社債の管理会社
- ⑤ 信託受益証券又は信託受益権のうち外国貸付債券信託受益証券の性質を有するもの 受託者、信託財産に信用補完等を行っている者、貸付債権の回収の委託を受けた者
- ⑥ 信託社債券 受託者、信託財産の原保有者、信託財産の管理を行う者、信託財産の回収等の管理を行う者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、社債管理者又は社債の管理会社
- ⑦ 信託受益証券又は信託受益権 受託者、信託財産の原保有者、信託財産の管理を行う者、信託財産の回収等の管理を行う者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者

5-2 当該有価証券が外国投資信託証券でアンブレラファンド(複数のファンド相互間で無料又は通常より低い手数料により乗り換えることができる当該ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)群により一体として構成されるファンド)である場合において、これを構成するサブ・ファンドのうち、本邦において販売されない又は販売されていないもので、かつ、定款又は約款により他のサブ・ファンドと相互に乘換えができない当該サブ・ファンドについては、ファンドの経理状況等を記載しないことができる。

(特定有価証券の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合)

5-3 特定有価証券開示府令第11条の6第2項の規定による特定有価証券(同条第

1項各号に掲げるものに限る。)の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合(ただし、募集又は売出しが募集事項等記載書面(特定有価証券開示府令第1条第17号の3に規定する募集事項等記載書面をいう。以下5-3において同じ。)の提出の直前まで行われている場合に限る。)とは、募集事項等記載書面の提出日の属する年の前年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、特定有価証券開示府令第11条の6第3項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であつて、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。

#### 法第7条(訂正届出書の提出)関係

7-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、当該届出に係る投資信託証券の申込期間中に提出される当該投資信託証券に係る有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書(以下「継続開示書類」という。)と同時に訂正届出書が提出される場合において、当該訂正届出書の訂正事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものがあるときには、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該訂正届出書に記載することで、当該訂正事項を記載したものとする。

この場合、当該訂正届出書は当該継続開示書類の末尾に添付するものとし、当該継続開示書類の表紙又はその他の見やすい箇所に訂正届出書が添付されている旨を分かりやすく記載するものとする。

7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利(法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。)に該当するものの取扱いについて準用する。

#### 法第8条(届出の効力発生時期)関係

(追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げる全ての要件に該当する場合には、法第8条第3項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日(以下8-1において「届出書提出日」という。)の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

① 届出書提出日の属する年の前年の応当日(以下8-1において「応当日」とい

う。)において当該投資信託証券の募集に係る有価証券届出書を既に提出しており、届出書提出日まで継続して募集を行っていること。

- ② 届出書提出日までに当該投資信託証券に係る有価証券報告書を提出していること。
- ③ 応当日以後届出書提出日までの間において適正に継続開示義務を履行していること。

8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

(一定の信託の併合により投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第29条の2第1項各号、第91条の2第1項各号又は第99条の2第1項各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)、委託者非指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)又は外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。)の併合(当該併合に係る委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託又は外国投資信託の各々について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。)により当該投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。8-4において同じ。))の日数は、算入しない。)を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

(内国信託社債券に係る有価証券届出書に継続開示書類の提出予定日を記載した場合における訂正届出書の効力発生日の取扱い)

8-4 内国信託社債券(信託法第21条第2項第2号又は第4号の規定により、当該内国信託社債券に係る債務について、受託者が、信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う場合に限る。)に係る有価証券届出書に受託者が提出する予定の継続開示書類の提出予定日が記載されている場合であって、当該提出予定日に当該

継続開示書類が提出された旨の訂正届出書を提出した場合においては、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でない認められる場合は、この限りでない。

（特に周知性の高い者による届出の効力発生日の取扱いの準用）

8-5 企業内容等開示ガイドライン8-3は、内国投資証券（投資法人債券を除く。）又は外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）の募集又は売出しに係る届出の効力発生日の取扱いについて準用する。

### 法第13条（目論見書の作成）関係

13-1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。

また、目論見書（特定有価証券開示府令第15条第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。）の記載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

13-2 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。

13-3 投資信託証券の募集又は売出しに係る「販売会社に関する情報」（例えば、「申込手数料」、「申込取扱場所」、「払込取扱場所」、「営業時間」等をいう。）は、当該募集又は売出しに係る目論見書に綴じ込むことができる。この場合においては、投資者に誤解を生じさせることのないよう、当該「販売会社に関する情報」は目論見書の一部ではない旨を明記し、かつ、目論見書の一部ではないことが明瞭となる方法により綴じ込まなければならないことに留意する。

### 法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）

15-1 法第15条第2項ただし書の規定により目論見書を交付していない場合であっても、当該目論見書に係る有価証券の発行者が当該有価証券に係る新たに作成し

た目論見書の記載内容と当該交付しなかつた目論見書の記載内容とを比較し、重要な事項に変更があると判断したときは、改めて、当該新たに作成した目論見書の交付を要することに留意する。この場合において、「重要な事項の変更」には、例えば、投資判断に重要な影響を及ぼすような当該目論見書に記載された「投資方針」、「投資リスク」、「手数料等及び税金」、「手続等」、「管理及び運営」に関する事項の変更、投資資産の変更（投資資産の組換え、投資資産の銘柄等の入替え）があった場合が含まれることに留意する。

#### 法第 24 条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係

24-1 当該有価証券が内国投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券である場合における特定有価証券開示府令第 25 条第 6 項第 2 号に規定する「当該特定期間に係る貸借対照表及び損益計算書」とは、当該内国投資信託受益証券又は外国投資信託受益証券に係るファンドの貸借対照表及び損益計算書であることに留意する。

24-2 特定有価証券開示府令第 27 条第 1 項第 1 号ロに掲げる書類が有価証券報告書に記載されている場合には、添付しないことができる。

24-3 2-3 は、法第 24 条第 1 項第 4 号の規定における有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の取扱いについて準用する。

#### 法第 24 条の 5（半期報告書及び臨時報告書並びにそれらの写しの提出）関係

24 の 5-1 投資信託証券を新たに設定した場合において、最初の半期報告書の提出期限内に最初の設定期間の末日が到来する場合には、半期報告書を提出しないことができる。

24 の 5-2 5-2 は半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24 の 5-3 24 の 5-1 は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

（災害による重大な被害を受けた資産から除かれる有価証券）

24 の 5-4 特定有価証券開示府令第 29 条第 2 項第 5 号に規定する「有価証券」には、例えば、不動産等の取得に代えて当該不動産等を信託する信託の受益権を取得

する場合における当該受益権など、実質的に有価証券以外の資産に該当するものと認められる有価証券は含まれないことに留意する。

(解散等に係る決定に至った理由の記載)

24の5-5 特定有価証券開示府令第29条第2項第14号ロに規定する「当該解散等に係る決定に至った理由」の記載に当たっては、解散等に係る決定に至った具体的な経緯を含めて分かりやすく記載することに留意する。

## B 個別ガイドライン

以下Bに掲げるガイドラインは、内国投資信託受益証券の内容の開示に関する留意事項を示したものであるが、内国投資信託受益証券以外の特定有価証券についても、その内容に鑑みて投資者保護の観点からこれらのガイドラインに準じた取扱いが必要な場合もあることに留意する。

### I 「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

- (1) ファンドがある指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映することを目的とするもの（Ⅱ1(2)において「インデックス型ファンド」という。）である場合には、当該指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項
- (2) ファンドがその重要な運用方法としてデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第14項に規定するデリバティブ取引をいう。）又は有価証券の貸付けを行う場合には、これらの取引に関する事項
- (3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下(3)において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

### Ⅱ 「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

- 1 特定有価証券開示府令第四号様式「記載上の注意」(20) a に規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げる記載をすべき場合があることに留意する。
  - (1) 投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となることがあること（2において「流動性リスク」という。）に関する記載（これによる投資者への影響（内国投資信託受益証券の換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）に関する記載を含む。）
  - (2) ファンドがある指標に係るインデックス型ファンドである場合に当該指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことに関する記載
- 2 特定有価証券開示府令第四号様式記載上の注意(20) b に規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

### Ⅲ 「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第四号様式「記載上の注意」(37) a に規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。

平成 11 年 4 月 1 日	制定
平成 12 年 7 月 1 日	改正
平成 13 年 1 月 6 日	改正
平成 14 年 4 月 1 日	改正
平成 15 年 4 月 1 日	改正
平成 16 年 12 月 1 日	改正
平成 18 年 5 月 1 日	改正
平成 19 年 10 月 1 日	改正
平成 21 年 12 月 11 日	改正
平成 22 年 1 月 14 日	改正
平成 22 年 3 月 31 日	改正
平成 26 年 4 月 1 日	改正

平成 26 年 8 月 27 日	改正
平成 26 年 12 月 1 日	改正
平成 30 年 1 月 26 日	改正
令和 元年 5 月 7 日	改正
令和 2 年 4 月 3 日	改正
令和 2 年 12 月 23 日	改正
令和 3 年 2 月 3 日	改正
令和 8 年 5 月 22 日	改正